

◎総合事業（訪問型サービス）の利用料金表

【基本料金：現行相当のサービスについて】

サービスの内容 ※身体介護及び生活援助のみ (1月あたり)		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (=基本利用料の1割) ※(注2)参照
介護予防 訪問介護費Ⅰ	1週間に1回程度の介護予防訪問 介護が必要とされた場合	11,680円	1,168円
介護予防 訪問介護費Ⅱ	1週間に2回程度の介護予防訪問 介護が必要とされた場合	23,350円	2,335円
介護予防 訪問介護費Ⅲ	1週間に3回程度以上の介護予防 訪問介護が必要とされた場合 (要支援2の利用者のみ対象)	37,040円	3,704円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【基本料金：緩和した基準によるサービスについて】

サービスの内容 ※身体介護及び生活援助のみ (1月あたり)		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (=基本利用料の1割) ※(注2)参照
介護予防 訪問介護費Ⅰ	1週間に1回程度の介護予防訪問 介護が必要とされた場合	9,340円	934円
介護予防 訪問介護費Ⅱ	1週間に2回程度の介護予防訪問 介護が必要とされた場合	18,680円	1,868円
介護予防 訪問介護費Ⅲ	1週間に3回程度以上の介護予防 訪問介護が必要とされた場合 (要支援2の利用者のみ対象)	29,630円	2,963円

(注1) 上記の基本利用料は、上越市が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本料金に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000円	200円
生活機能向上連携 加算	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリ テーション事業所の理学療法士等に同行し、 共同して利用者の心身の状況等を評価した 上、生活機能向上を目的とした介護予防訪問 介護計画を作成し、サービス提供した場合 (1月につき)	1,000円	100円

介護職員処遇改善 加算Ⅰ ※(注3)	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本料金と各種加算 減算の合計の13.7%
特別地域介護予防 訪問介護加算 ※(注3)	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本部分の15%
中山間地域等に 居住する者への サービス提供加算 ※(注3)	中山間地域(=新潟県の場合は全域)において、 <u>通常の事業の実施地域以外</u> に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本部分の5%

(注3) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本料金から下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
事業所と同一建物に 居住する利用者への サービス提供減算	当事業所と同一建物に居住する一定数以上の利用者に対してサービス提供する場合	上記基本部分の90%

その他の費用

サービス提供に際し実費を要した場合は、全額を利用者にご負担いただきます。

キャンセル料

訪問型サービスは、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。